

文 書 番 号
年 月 日

三 重 県 知 事 宛て

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
理事長

住 所
学校法人 ○ ○ 学 園
理事長

学 校 法 人 合 併 認 可 申 請 書

このたび、学校法人○○学園に（と）学校法人△△学園を合併したいので、私立学校法第 126 条第 3 項及び同法施行規則第 48 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

（添付書類）

1. 合併の理由書
2. 合併の時期
3. 寄附行為所定の手続きを経たことを証する書類
4. 合併申請者が私立学校法第 129 条の規定により選任された者であることを証する書類
（合併により新たに学校法人を設立する場合に限る。）
5. 合併契約書
6. 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人について次に掲げる書類
 - （1）新寄附行為
 - （2）役員及び評議員（会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）の名簿
 - （3）私立学校法施行規則第 48 条第 1 項第 5 号ロからホまでに掲げる書類
【私立学校法施行規則第 3 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる書類（第 8 号に掲げる書類については、会計監査人を置く場合に限る。）で、引き続き役員等となる者に係る就任承諾書を除く。】
 - （4）合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - （5）新学校法人及び学校の組織表
7. 合併前の各学校法人について次に掲げる書類
 - （1）寄附行為
 - （2）貸借対照表
 - （3）財産目録
 - （4）不動産の権利の所属についての登記所の証明書類（登記事項証明書（全部事項証明書））等
 - （5）不動産その他の主たる財産について、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格

評価書

- (6) 設置する学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎、寄宿舍等の配置図及び平面図
8. 存続学校法人又は設立学校法人の設置する私立学校の学則
9. 合併前の各法人の沿革
10. その他必要と認められる書類

(留意事項)

- (1) 新設合併の手続きは、概ね、学校法人設立の場合に準ずるので、各項目の様式は寄附行為認可申請の作成例を参照すること。なお、この場合の申請は、合併する各学校法人において選任した者が共同で行うこと。
- (2) 吸収合併の手続きは、概ね、合併後引続き存続する学校法人の寄附行為を変更することによって行われるので、各項目の様式は寄附行為認可申請の作成例を参照すること。なお、この場合における申請は、当事者である双方の法人が共同で行うこと。
- (3) 合併契約書
合併契約書は、合併しようとする学校法人間で締結するものであり、次の事項について条文化すること。
 - ア 吸収合併か新設合併か
 - イ 合併後の役員等構成
 - ウ 設置する学校の取扱い
 - エ 教職員、生徒等の取扱い

なお、新設合併の場合は、新設法人の目的、名称、事務所の所在地等を併記すること。

(注)

1. 準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 152 条第 6 項において準用する同法第 126 条第 3 項及び同法施行規則第 56 条において準用する同法施行規則第 48 条」と記載すること。